

品川区立伊藤小学校いじめ防止基本方針（令和8年4月1日改訂）

「品川区立伊藤小学校のいじめ防止基本方針」は、「品川区いじめ防止対策推進基本方針（令和7年1月29日改訂）」、「品川区いじめ防止対策推進条例」を参考とし、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」、「東京都いじめ防止対策推進条例」等に基づき、伊藤小学校におけるいじめ根絶に取り組むための対策を総合的に推進するための基本的な方針として定めるものとする。

1 基本理念（いじめ防止に向けた学校としての基本的な考え方）

- (1) いじめは、重大な人権侵害であり、決して許されない行為である。全ての児童は、いじめを行ってはならない。いじめ防止等の対策は、いじめが全ての児童に関係する問題であることを鑑み、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。
- (2) いじめ防止等のための対策は、全ての児童がいじめを行わず、および他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童の心身に及ぼす影響その他のいじめ問題に関する児童の理解を深めることを旨として行う。児童は、いじめを発見した場合（いじめの疑いを認めた場合を含む。）は、いじめを傍観せず、保護者、教職員または関係機関等に報告するよう努める。
- (3) いじめ防止等のための対策は、いじめを受けた児童の生命および心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、区、学校、保護者、地域住民および関係機関等の連携の下、いじめの未然防止、早期発見、早期対応を基本として、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 いじめの理解

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

○いじめの定義には、次の①～④の要素が含まれている。

- ①行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童であること。
- ②A と B の間に一定の人的関係が存在すること。
- ③A が B に対して心理的または物理的な影響を与える行為をしたこと。
- ④当該行為の対象となった B が心身の苦痛を感じていること。

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動等の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。

(2) いじめの内容

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしゃからかい、悪口は脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(3) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされる必要がある。ただし、これらの条件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめ被害の重大性等からさらに長期の間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の間を設定するものとする。学校教職員は相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた児童およびいじめを行った児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童本人およびその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(4) いじめ重大事態の定義

いじめ重大事態は、いじめ防止対策推進法第28号第1項において次のように定義されている。

○いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（同項第1号「生命心身財産重大事態」という）

○いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（同項第2号「不登校重大事態」という）

3 学校および教職員の責務

学校および教職員は、基本理念にのっとり、学校全体でいじめの防止および早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

4 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

いじめを防止し、解決するために、平時から実効的な役割を果たす。学校いじめ対策委員会を中心にして全教職員が共通理解のもとで組織的に取組を推進するとともに、区教育委員会、児童相談所、警察署等の関係機関との連携を図る。

イ 所掌事項

- 月1回以上の定例会議の設定と会議録の作成・保管
- 教員研修（年3回）や授業（年3回）、1人1台端末を活用した各種調査の実施等の年間計画の作成・実施
- いじめの早期発見につながる1人1台端末を活用した各種調査の分析
- 所属職員等からの情報収集・情報共有・全教職員への周知徹底
- いじめが疑われる行為やいじめの報告があった際の調査の実施
- いじめの定義に基づいたいじめの認知及び重大事態の認定
- いじめ解消に向けた対応方針の協議
- 児童、保護者等に対応する教職員等への指導・助言
- 議事録、調査結果及び対応記録等の記録の保管（5年保存）・引継ぎ
- 学校評価の実施と「学校いじめ防止基本方針」の改訂

ウ 会議

月末の金曜日に定例会議を開催するほか、いじめの事案に応じて、適宜開催する。

エ 委員構成

校長、副校長、生活指導主任、該当児童在籍学年担任、養護教諭、（専科主任、スクールカウンセラー）

5 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

ア 「いじめはどんな理由があっても絶対に許されない」という意識を学校全体に醸成する。

イ 市民科学習等を通じて、いじめに関する授業（トリプルチェンジ）を意図的・計画的に、年3回以上実施する。児童にいじめの定義を理解させるとともに、いじめをしない、させない、見逃さない資質・能力を育てる指導を年間通じて行う。2学期に10月、11月、2月（学校公開）に区はいじめ予防プログラムを用いたいじめに関する授業（トリプルチェンジ）を活用して、いじめ予防に努める。

ウ 互いの違い（国籍・性別）を認め合う人権指導を市民科学習などで繰り返し取り上げ、各学年で発達に応じた人権教育を計画的に行う。9月に人権に関する標語づくりに全学年で取り組み、人権意識の向上に努める。作成したものは12月の人権週間に合わせて、各学級の廊下に掲示する。

エ 学校と保護者ならびに保護者同士の緊密な連携・協力を推進するため、家庭訪問や保護者会、学校だより等で、信頼関係を築く。また、いじめに関する授業（トリプルチェンジ）で使用したワークブックを児童に持ち帰らせ、学校がいじめの未然防止に努める姿勢を保護者へ示す。

- オ 学校間および校種間での連携を強化し、入学児童および転入児童の状況について、いじめや不登校等の実態の有無について確認し、児童情報を確実に学校間および校種間で引き継ぎ、未然防止に努める。
- カ 情報モラル教育の推進を行う。携帯電話やスマートフォン等の利用によるインターネットを媒介としたいじめを防止するため、児童や保護者に対して、1人1台端末の使用ルールを周知する。また、年1回のセーフティー教室において、警察署と連携しインターネットのもつ利便性と危険性について正しい認識を共有できるように努める。
- キ 学校が作成したいじめ根絶バッジを人権週間やいじめの授業を行う学校公開等で身に付け、いじめ防止に対する意識を高め、児童、教職員、保護者、地域関係者等が、いじめの未然防止、早期発見、解決へ協力して取り組む。
- ク 全校朝会での校長講話をはじめ、各学級（朝の会、帰りの会等）でもいじめ防止、人権に関する指導を適宜行う。
- ケ 自尊感情を高めるため、学校行事や児童会活動などで活躍する機会を増やし、企画・発表する活動を取り入れる。毎週の全校朝会やなかよし班活動では、誰もが自分の考えに自信をもって話すことができるようになることを目指し、自尊感情を高める。
- コ 年3回行われる「品川教育の日」を通して、連携中学校と情報交換を行ったり、いじめ未然防止のための指導力向上を図ったりする。

(2) 早期発見のための取組

- ア 朝の会で、全員を呼名しながら、健康状態の把握とともに一人一人の表情を確認していく。毎日の健康観察アプリ「デイケン」で「相談あり」を選択した児童がいた場合には、教員による声掛けおよび面談を行う。
- イ 児童がいじめを訴えやすいよう、校内での相談体制を整備し、担任への相談だけでなく、保健室や相談室の利用ができることを周知する。
- ウ 学級の様子と早期のいじめの実態把握を行うために定期的なアンケートを実施する。毎日の健康観察アプリ「デイケン」、月1回の「いじめ D アンケート」、年3回のメンタルヘルスに関するアンケート「NiCoLi」、年2回の「学校風土 D 調査」等の調査結果から、児童の心身の不調やいじめの実態把握を行う。
- エ ロイロノートに相談先を格納したり、定期的に配布される相談先を掲示したりと有効活用し、児童が直接相談できる窓口について周知する。
- オ 5年生はスクールカウンセラーによる全員面談を実施する。
- カ 週1回の生活指導夕会では、スクールカウンセラーや放課後すまいるスクール職員からの情報提供も含め、全教職員で児童の実態把握に努める。また、生活指導夕会の児童の行動記録は全教職員が確認できる方法で保管する。

(3) 早期対応のための取組

- ア いじめを発見した場合、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「学校いじめ対策委員会」に報告・連絡・相談を行う。「学校いじめ対策委員会」でいじめを認知し、具体的な対応の在り方について協議し、校長が決定する。
- イ いじめ問題の対応経過については、全ての事例について「学校いじめ対策委員会」が定めた共通の様式に従って記録を作成し、全教職員が確認できる方法で保管する。

ウ 記録は、事実確認をもとに、「いつ」「どこで」「誰が」「誰に対して」「何を」「どうしたか（どのような対応を行ったか）」など、事実や対応が明確に分かるように作成する。

エ いじめを受けた児童およびいじめを知らせてきた児童の安全の確保を行うとともに、教育的配慮のもと、いじめを行った児童への指導を徹底する。

オ いじめを受けた児童の保護者およびいじめを行った児童の保護者の双方に、事実関係と学校の対応方針を丁寧に説明し、いじめを受けた児童への支援内容や、いじめを行った児童への指導、再発防止に向けた取組について理解を得る。

カ 区教育委員会による支援チームや警察等の関係機関との連携をとり、組織的な対応に努める。

キ 校区教育協働委員会にいじめが発生したことを報告するとともに、早期解決に向けた連携・支援を求める。

ク 休み時間や授業中等、常に友人同士の言動、行動に気を配り、人間関係の変化等も把握し記録していく。

(4) 重大事態への対処

ア 重大事態の判断

重大事態に該当する可能性のある事案を把握した場合、速やかに「学校いじめ対策委員会」を開催し、重大事態の定義に基づき、重大事態に該当するかどうか教育委員会と協議の上迅速かつ適切に判断する。

イ 重大事態発生の報告

重大事態の発生が確認されたまたは疑いがある場合、速やかに教育委員会に重大事態の発生を報告する。

ウ 重大事態発生時の対応

「品川区いじめ防止対策推進基本方針」に基づき、教育委員会と十分な相談の上に以下の対応等を進める。

○いじめを受けた児童の安全確保と不安解消

- ・授業中や休み時間に、複数の教職員が目を離さず観察を行ったり、必要に応じて、登下校時に教職員等が付き添ったりして、確実に安全を確保する。
- ・登校できていない場合には、学級担任をはじめ、学年の教員等による電話連絡や家庭訪問を適宜行う。
- ・いじめを行った児童のいじめ行為がエスカレートすることにも留意し、いじめを受けた児童に寄り添い、教職員全体で断固として、いじめを受けた児童を守り抜く姿勢を明確にする。
- ・心理的ストレスや不安を解消するため、スクールカウンセラーとの面談等により、心のケアを行う。

○いじめを行った児童に対する組織的・計画的な指導および観察

- ・「学校いじめ対策委員会」が長期的な視点から対応方針を定め、教職員による単発的な指導にとどまらない組織的・継続的な指導を行う。
- ・状況に応じてスクールカウンセラーと連携し、いじめを行った児童へのアセスメントを行うなど、いじめ行為を行う背景を配慮しながら、指導の充実を図る。
- ・いじめを行った児童の保護者と連携し、学校の指導方針を丁寧に説明した上で、家庭での指導を依頼する。家庭での指導が困難な場合は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー

カーが心理的な面や福祉的な面からの支援を行う。

- いじめを行った児童が自身の行為をいじめと認識しておらず、いじめを受けた児童が精神的な苦痛を感じている場合は、いじめを行った児童に相手が苦痛を感じていることを理解させた上で、適切な相手との関わり方について考えさせるなど、行為の内容や状況を踏まえた指導を行う。

6 教職員研修計画

- (1) 区のいじめ防止教育研修に連動した校内全教員研修を実施する。
- (2) 区のいじめ防止研修受講者による校内伝達研修を実施する。

7 保護者との連携および啓発の推進に関する方策

- (1) 学校 HP で「伊藤小学校いじめ防止基本方針」を周知したり、学校だよりや保護者会等がいじめの対応について説明したりして、法に基づく対応の大切さを理解してもらうとともに、随時相談を受け付けていることを知らせ、連携による協力を依頼する。
- (2) 教職員と保護者が、正確事実に基づき、児童にとって最良の解決方法を協議するなどの機会を早期に設定する。

8 地域および関係機関や団体等との連携推進の方策

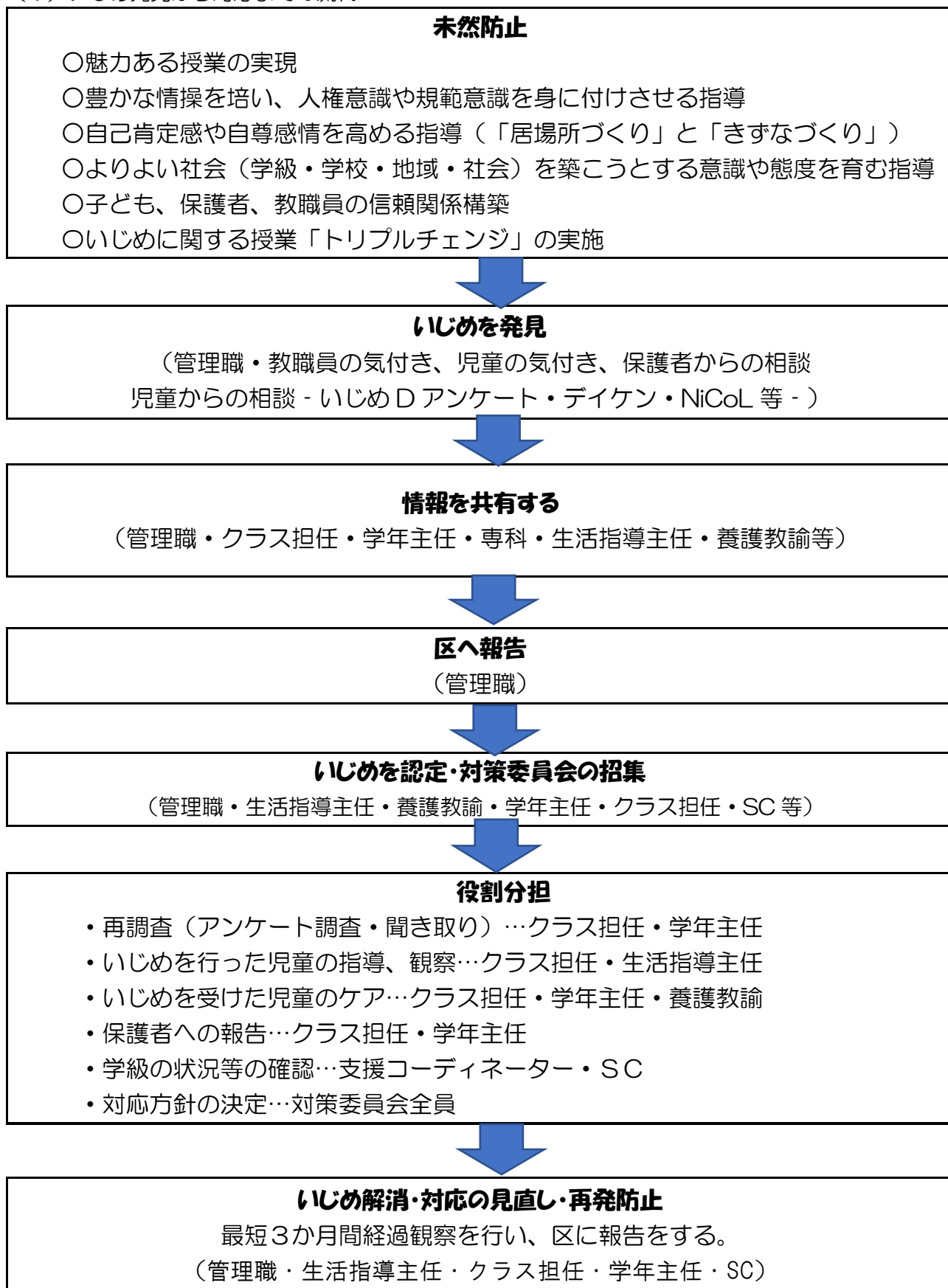
- (1) 校区教育協働委員会、「学校サポートチーム」に報告し支援を依頼する。
- (2) 地域住民（民生・児童委員・主任児童委員、町会・自治会役員、卒業生、卒業生の保護者）による声掛け、見守り等を依頼する。
- (3) 警察、子ども家庭支援センター、児童相談所、児童センター、すまいるスクール等の関係機関との日常的な連携の際に、事例を説明し支援を依頼する。

9 学校評価および基本方針改善のための計画

- (1) 学校評価にいじめ防止に関する項目を設け、校区教育協働委員会で随時報告を行う。
- (2) 評価項目による指標を認知したいじめの解消率とし、解消への手立てとする基本方針の改善につなげる。

10 その他

(1) いじめ発見から対応までの流れ



※緊急の場合には、状況に応じて対応するため本フローどおりに行わないこともある。

(2) いじめの未然防止および早期発見のための年間計画

月	研修・会議内容	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	<ul style="list-style-type: none"> いじめの定義、基本方針の理解（4月職員連絡会） 1人1台端末の調査ツールに関する校内研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> トリプルチェンジの授業実施に向けて、準備を進める。 学校 HP に「伊藤小学校いじめ防止基本方針」を掲載する。 	<ul style="list-style-type: none"> 朝の健康観察等、児童観察（通年実施） デイケンの実施（4月後半より） いじめDアンケートなどの調査ツールの確認・引継ぎ 	<ul style="list-style-type: none"> 入学式、保護者会、個人面談で、保護者に学校いじめ基本方針の説明
5月	<ul style="list-style-type: none"> 月末に学校いじめ対策委員会を開催 いじめ発見時の対応に関する校内研修の実施 		<ul style="list-style-type: none"> 中旬からいじめDアンケートおよび聞き取り調査を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 校区教育協働委員会へ報告する。
6月	<ul style="list-style-type: none"> ふれあい月間の教員シートを活用し、いじめの未然防止の取組を見直し、改善する。 月末に学校いじめ対策委員会を開催 	<ul style="list-style-type: none"> 第1回学校風土調査の実施 NiCoLi第1回を実施し、児童のメンタルヘルスの不調の把握に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 中旬からいじめDアンケートおよび聞き取り調査を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> セーフティー教室で、情報モラル教育の内容を保護者へ共有する。
7月	<ul style="list-style-type: none"> 中旬に学校いじめ対策委員会を開催 「トリプルチェンジ」に関する校内研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 第1回学校風土調査の結果から、学年・学級づくりを見直し、改善を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 中旬からいじめDアンケートおよび聞き取り調査を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者会、個人面談（2で、1学期の交友関係やクラス内での様子を説明する。
9月	<ul style="list-style-type: none"> 全児童の所在確認 月末に学校いじめ対策委員会を開催 	<ul style="list-style-type: none"> 市民科で人権標語づくりに取り組み、人権感覚を高める。 	<ul style="list-style-type: none"> 中旬からいじめDアンケートおよび聞き取り調査を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校だよりで「トリプルチェンジ」の授業について知らせ、協力を依頼する。
10月	<ul style="list-style-type: none"> 月末に学校いじめ対策委員会を開催 	<ul style="list-style-type: none"> いじめに関する授業「トリプルチェンジ」のファーストチェンジを行う。 NiCoLi第2回を実施し、児童のメンタルヘルス 	<ul style="list-style-type: none"> 中旬からいじめDアンケートおよび聞き取り調査を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民科授業地区公開講座で、地域・保護者が意見交換をして児童に身に付けさせたい市民性について共通理解を図る。 「トリプルチェンジ」のワークブックを児童

		の不調の把握に努める。		に持ち帰らせ、学習内容を保護者へ共有する。
11月	<ul style="list-style-type: none"> ふれあい月間の教員シートを活用し、いじめの未然防止の取組を見直し、改善する。 月末に学校いじめ対策委員会を開催 	<ul style="list-style-type: none"> いじめに関する授業「トリプルチェンジ」のセカンドチェンジを行う。 NiCoLi第3回を実施し、児童のメンタルヘルスの不調の把握に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 中旬からいじめDアンケートおよび聞き取り調査を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 「トリプルチェンジ」のワークブックを児童に持ち帰らせ、学習内容を保護者へ共有する。
12月	<ul style="list-style-type: none"> 中旬に学校いじめ対策委員会を開催 	<ul style="list-style-type: none"> 第2回学校風土調査の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 全校朝会で校長が「人権」について講話する。 中旬からいじめDアンケートおよび聞き取り調査を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者会、個人面談で、2学期の交友関係やクラス内での様子を説明する。
1月	<ul style="list-style-type: none"> 全児童の所在確認 月末に学校いじめ対策委員会を開催 	<ul style="list-style-type: none"> 第2回学校風土調査の結果から、学年・学級づくりを見直し、改善を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 中旬からいじめDアンケートおよび聞き取り調査を行う。 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> 月末に学校いじめ対策委員会を開催 	<ul style="list-style-type: none"> 学校公開でいじめに関する授業「トリプルチェンジ」のサードチェンジを公開する。 	<ul style="list-style-type: none"> 中旬からいじめDアンケートおよび聞き取り調査を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 「トリプルチェンジ」のワークブックを児童に持ち帰らせ、学習内容を保護者へ共有する。 保護者会で、3学期の交友関係やクラス内での様子を説明する。
3月	<ul style="list-style-type: none"> 中旬に学校いじめ対策委員会を開催 次年度の「伊藤小学校いじめ防止基本方針」の見直し。 	<ul style="list-style-type: none"> 次年度の「いじめ根絶宣言」を決定する。 		<ul style="list-style-type: none"> 6学年保護者へ向けて、スマホデビュー時に気を付けてほしいことを確認する。